

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県
各指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスについて、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、同日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記緊急事態宣言等の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

なお、令和2年4月1日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」は廃止します。

記

1 妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応について

妊産婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、入院等により母子分離となることも想定されるなど、妊産婦や養育者の不安が一層増大するおそれがあることから、心のケアを含めたよりきめ細やかな支援が必要となること。

市町村におかれては、医療機関や保健所等の関係機関と十分連携し、妊産婦や乳幼児等への感染の状況や心身の状況を把握した上で、電話等による相談支援を行うなど、妊産婦や養育者等の不安の解消に努めていただきたいこと。

都道府県におかれては、これらについてご了知の上、衛生主管部局とも連携の上、妊産婦や乳幼児等への支援を充実していただきたいこと。

2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項第 2 号で指定された都道府県内の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。
- 同号で指定された区域以外の市町村においては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における議論を踏まえつつ、
 - ・「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村である場合には、原則として集団での実施を延期することとし、
 - ・それ以外の市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場（3つの密）」を避けるため、必要に応じて延期等の措置をとること。ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。
なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等について

母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、(1) に準じた取扱いとすること。

(3) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

3 保健師による訪問指導等について

保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業については、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

- (1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。
- (2) 事業従事者は、発熱（概ね 37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

4 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

上記 3 と同様の対応とすること。

(参考)

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等について（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年4月1日）」等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

母子保健事業等の実施に係る Q&A（令和 2 年 4 月 10 日時点）

問 1 通知の 2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査，保健指導についての（1）母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査について、「延期等により，健康診査を受診できない乳幼児には，別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とあるが，別の機会とはどういう意図か。

（答）

- 別の機会とは，感染の状況を踏まえた上で、改めて法に定める健康診査（1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査）の場を設けていただくことを想定しています。その際、受診児がそれぞれの対象月齢（1 歳 6 か月児：満 1 歳 6 か月～満 2 歳、3 歳児：満 3 歳～満 4 歳）を超過していても差し支えありません。

問 2 集団健診を中止し，小児科医師による内科健診のみを実施した場合，歯科健診などの一部項目が未実施であっても健診実施とみなしてよろしいか。

（答）

- 法定健診である 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診については、健診項目の実施時期が同時期でなくても差し支えありませんので、定められた項目は原則として実施してください。一部の項目について、受診児が健診の対象月齢（1 歳 6 か月児：満 1 歳 6 か月～満 2 歳、3 歳児：満 3 歳～満 4 歳）を超過していても差し支えありません。
- なお、法定健診以外の健康診査については、各市町村のご判断で健診項目を定めてください。

問3 地域保健・健康増進事業報告の「2(2)母子保健(健康診査)」の記入について、乳幼児健診を延期した結果、受診児が健診の対象月齢を超えていた場合、その人数は、健診受診者として計上してもよいか。また、令和元年度実施予定の乳幼児健診を延期し、次年度に実施した場合、「対象人員」「受診実人員」は令和元年度に含めるのか、または令和2年度に含めるのか。

(答)

- 受診児が対象月齢を超えて受診した場合であっても、健診受診者として計上してください。令和2年度についても同様の扱いになります。
- 計上する年度については、実際に健康診査を実施した年度に計上してください。事業報告の作成要領では、「対象人員」を「一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること」としております。そのため、対象人員は、実施する健診の対象者人数を記載することになります。乳幼児健診を延期し、年度内に健診を実施できなかった場合は、その年度の対象には含まれません。

問4 集団健診ではない健診実施方法については、どのようなものが考えられるか。

(答)

- 医療機関等における個別健診が想定されます。ただし、個別健診実施が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制へ与える影響も踏まえ、地域の関係者間で十分な協議をお願いします。
- なお、緊急事態宣言の対象地域及び感染拡大警戒地域以外においては、地域の感染の状況によって、
 - ・密閉空間、密集場所、密集場面という3つの「密」が同時に重なるような場所を生じさせないこと
 - ・マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染症対策を十分に講じること等について留意の上、例えば時間ごとに人数を区切って実施することや、動線の工夫により人の接触を最小限にすること等によって、集団健診を継続することも可能と考えます。

問5 健診会場における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。

(答)

- 健診の実施にあたり、受診児や付き添いの保護者の方に
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合
 - ・ ご家族に感染疑いのある方がおられる場合については、健診の受診の延期を依頼してください。

- 健診会場の感染症対策として、受診児や付き添いの保護者の方については、
 - ・ 発熱や咳などの症状がないことを確認すること
 - ・ マスク着用、手洗い、手指消毒等を励行すること
 - ・ 可能な限り、きょうだいや祖父母などの同伴を避けること等にご留意ください。
また、新型コロナウイルスは糞便中に排泄される可能性が指摘されていることから、オムツ替えの場所においても十分な感染対策が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 7 日改正）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

